

令和3年第3回

印西市教育委員会定例会会議録

令和3年3月22日（月）

令和3年第3回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和3年3月22日(月)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 議案第1号  
令和2年度末教職員人事の内申について
- 日程第 5 議案第2号  
印西市教育振興基金要綱の制定について
- 日程第 6 議案第3号  
印西市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について
- 日程第 7 議案第4号  
印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 8 議案第5号  
印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 9 議案第6号  
印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第10 議案第7号  
印西市立小学校の学校医の委嘱について
- 日程第11 議案第8号  
印西市立小学校の管理校医の委嘱について
- 日程第12 議案第9号  
印西市立中学校の学校歯科医の委嘱について
- 日程第13 議案第10号  
印西市立小学校の学校薬剤師の委嘱について
- 日程第14 議案第11号  
印西市青少年問題協議会委員の任命について
- 日程第15 議案第12号  
印西市社会教育委員の委嘱について
- 日程第16 議案第13号  
印西市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第17 議案第14号  
印西市文化財審議会委員の委嘱について

日程第18 議案第15号  
令和3年度印西市の教育施策について

日程第19 議案第16号  
印西市学校施設長寿命化計画（案）について

日程第20 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	大 野 忠	寄
2 番	委 員	寺 田 充	良
3 番	委 員	鈴 木 裕	枝
4 番	委 員	栃 尾 知	子

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(5名)

教 育 部 長	高 橋	清
学 務 課 長	渡 邊 義	規
指 導 課 長	吉 野 高	明
生涯学習課長	鈴 木 圭	一
教育総務課 課 長 補 佐	平 川 幸	弘

職務のため出席した職員(2名)

教育総務課 総務係 主幹	五 代 敦	子
教育総務課 総務係 主査補	浅 野 嘉	人

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長  ただいまより、令和3年第3回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長  本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、学務課長、指導課長、生涯学習課長、教育総務課課長補佐、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。  
ご了承願います。

(会議の非公開、日程の変更)

教 育 長

会議の公開について伺います。

日程第4 議案第1号 令和2年度末教職員人事の内申については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項並びに印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定に該当することから、会議を非公開とすることを提案いたしますが、異議ございませんか。

各 委 員

異議なし

教 育 長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、日程第4 議案第1号は非公開といたします。

また、当該議案につきましては、傍聴人等にご退席願いますことから、印西市教育委員会会議規則第10条に基づき議事日程の順序を変更することとし、日程第20 その他の後に繰り下げたいと思いますが、異議ございませんか。

各 委 員

異議なし

教 育 長

異議なしと認めます。

議事日程については、このようにいたします。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、4番、栃尾委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、教育長報告、経過報告から申し上げます。

2月16日火曜日、令和2年度末人事異動関係2次面接が栄町であり、出席をしております。

17日水曜日、令和3年第1回市議会定例会が開会となりまして、会期は3月19日まででございました。

同日、市町村教育委員オンライン研修が市役所であり、委員の皆様に参加をしていただきました。ありがとうございました。

25日木曜日、第11回市教頭会議が教育センターであり、出席をしております。

3月10日水曜日、校長目標申告最終面談が市役所であり、出席をいた

しました。

11日木曜日、同じく校長目標申告最終面談が市役所であり、出席をいたしました。

15日月曜日、印西ライオンズクラブのランドセルカバー贈呈式が市役所であり、同席をいたしました。

22日月曜日、教育委員視察ということで、木刈中の増築校舎、そして、牧の原学校給食センターの状況を視察していただきました。ありがとうございました。

また、その後、第3回総合教育会議が市役所で開催され、出席をしていただきました。

そして、ただいまですが、令和3年第3回教育委員会定例会が市役所で開催されております。

行事予定でございます。

3月26日金曜日、令和2年度末教職員辞令交付式が多古町で開催され、出席をする予定です。

また、同日、令和2年度末教職員人事異動に伴う辞令伝達式が市役所で開催される予定です。

31日水曜日、職員派遣辞令交付式が市役所で開催され、出席をいたします。

また、同日、退職者の辞令交付式が市役所であり、出席をします。

4月に入りまして、1日木曜日、人事異動辞令交付式が市役所であり、出席をいたします。

9日金曜日、第1回印教連定例常任委員会が佐倉市で開催され、出席をいたします。

また、それに引き続いて、第1回印旛地区教育長会議が同じ佐倉市の会場で開催され、出席をいたします。

午後になりますが、第1回市校長会議が本埜公民館で開催され、出席をいたします。

12日月曜日、第1回市教頭・事務合同会議が市役所で開催され、出席をいたします。

14日水曜日、令和3年第4回教育委員会の定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上でございますが、何かご質問ございますでしょうか。

栃尾委員。

栃尾委員

3月10日と11日にありました校長目標申告最終面談、こちらの出席された様子や感想がありましたら、教えていただきたいのですが。

教育長

県職の学校の職員については、毎年年度初めに目標申告書を作成をして上司、一般の先生方は校長に、校長は教育長に目標申告書を提出いたします。それに基づいて1年間教育活動を行ってきて、最後に最終申告書を作成をして、それを基に面談をいたします。当初面談もございませ

て、これが最終面談でございます。

1年間学校運営をしてきた校長先生方でございますが、今年度については、コロナ禍によりまして教育活動が正常に行われなかったということで、その中でも学校教育目標を実現するために様々な工夫がなされてきたということで、本当によく頑張ってくれたなという感じがしております。

以上でございます。

栃尾委員  
教育長  
各委員  
教育長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

ありません。

それでは、教育長報告を終わります。

ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定によりまして、大野教育長職務代理者をお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

職務代理者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

議事日程の順序に変更がありましたので、日程第4 議案第1号については、日程第20の後に行います。

(議案第2号)

職務代理者

続きまして、日程第5 議案第2号 印西市教育振興基金要綱の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課課長補佐。

教育総務課課長補佐

議案第2号 印西市教育振興基金要綱の制定について。

印西市教育振興基金要綱を次のように制定する。

令和3年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

本案は、要綱を新規制定するものでございます。

条文の案及び別記様式の案につきましては、この資料の1枚目から4枚目をご覧いただきたいと思っております。

次に、この要綱の概要をご説明申し上げます。

次の資料の議案第2号審議資料をお願いいたします。

初めに、1の制定の要旨でございますが、印西市教育振興基金条例(令和3年条例第〇〇号)、まだ番号が入っておりませんが、先週の3月19日の市議会定例会において可決しておりますが、条例の交付の番号がまだ決定しておりませんので、番号が未記入のままとなっております。こちらに基づき設置されました印西市教育振興基金の有効かつ適切な運営に関し、必要な事項を定めるため要綱を制定するものでございます。

補足説明いたしますと、印西市教育振興基金条例につきましては、1月に行いました教育委員会定例会で審議、可決をいただいております。これまでございました教育施設整備基金、これを廃止しまして、建

物の改修などの財源に充てるものは資産経営課で所管します公共施設整備基金へ統合いたしまして、それ以外の備品などの購入の財源に充てるものにつきましては、こちらの印西市教育振興基金へ再編されるものでございます。

次に、条文の内容をご説明いたします。

第1条は、この要綱の趣旨について規定をいたしました。

第2条は、寄附金の積立てについて規定をいたしました。

第3条は、基金の処分及び経費の財源に充てる事業について規定しました。

第4条は、寄附金事業の公表について規定しました。

第5条は、運営委員会の設置について規定しました。

第6条は、運営委員会の会議について規定しました。

第7条は、運営委員会の委員以外の出席について規定しました。

第8条は、運営委員会の庶務について規定しました。

第9条は、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める旨を規定いたしました。

3の施行期日でございますが、令和3年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

ありません。

質疑なしと認めます。

議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(議案第3号)  
職務代理者

日程第6 議案第3号 印西市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課課長補佐。

教育総務課課長補佐

議案第3号 印西市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について。

印西市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を次のように制定する。

令和3年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

本案も要綱の新規制定でございます。

条文の案は、この資料の1ページ及び2ページのとおりでございます。

次に、要綱の概要をご説明申し上げます。

次の資料の議案第3号審議資料をお願いいたします。

初めに、制定の要旨でございますが、印西市教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。）こちらの策定に当たり、市民の意見や専門的な見地からの意見を反映させるため、印西市教育振興基本計画策定委員会を設置することに関して必要な事項を定めるものでございます。

現行の計画は令和3年度までであり、令和4年度からの新たな教育振興基本計画を策定するための委員会の設置要綱でございます。

次に、2の条文の内容でございます。

第1条は、策定委員会の設置について規定しました。

第2条は、策定委員会の所掌事務について規定しました。

第3条は、策定委員会の組織について規定しました。

第4条は、策定委員会の委員について規定しました。

第5条は、策定委員会の委員の任期について規定しました。

第6条は、策定委員会の委員長及び副委員長について規定しました。

第7条は、策定委員会の会議について規定しました。

第8条は、策定委員会の庶務について規定しました。

第9条は、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める旨を規定しました。

3の附則でございますが、(1)施行期日は令和3年4月1日を予定しております。

(2)印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱（平成28年教育委員会告示第1号）を廃止する。こちらは、現行の教育振興基本計画を策定したときの検討組織の設置に関する要綱でございますので、今回新たな要綱を制定しますので、従前の要綱を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

寺田委員。

寺田委員

質問します。策定委員会の委嘱ですけれども、学識経験者、学校教育関係とかいろいろありますけれども、これは何人ずつとか、そういう規定はないんですか。

職務代理者

教育総務課課長補佐。

教育総務課課長補佐

内訳についてまで規定はしてございません。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

各委員

ありません。

職務代理者

これで質疑を終わります。

議案第3号について採決をします。

各 委 員  
職 務 代 理 者

(議案第4号)  
職 務 代 理 者

教育総務課課長補佐

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課課長補佐。

議案第4号 印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

こちらは規則の一部改正でございます。

改正文については、この資料のとおりでございます。

次に、改正の概要をご説明いたします。

次の資料の議案第4号審議資料をお願いいたします。

初めに、改正の要旨でございます。

会議の招集が困難な場合の例外規定を加えるもの。また、規則に目次を付するもの及び字句の整理をするものでございます。

改正の理由でございますが、現行の規則では定例会は、毎月1回、原則その月の月上旬に招集すると規定されており、災害、感染症等有事の際の招集に対応することが困難なことから、改正するものでございます。

また、規則が章編節構造の場合、目次を付することが一般的であるため改正するものでございます。

3の施行期日でございますが、公布の日を予定しております。

4の新旧対照表をご覧ください。

まず、新で、下線の部分が新たに加わった文でございますが、目次の部分を追加してございます。

次に、第3条の第2項です。旧が、「定例会は、毎月1回、原則としてその月の月上旬に招集する。」としていたものを、「定例会は、毎月1回招集する。」ただし書を加えておまして、「ただし、災害等やむを得ない事由により招集が困難な場合はこの限りでない。」というものを加えております。

次に、第13条の1項でございますが、傍聴の「手続」という下線がある部分ですが、こちらは字句の整理でございます。

19条の第2項、旧で「すべて動議は」とございますが、こちら、「す

べて」という文言が不要ではないかということで、こちらを削除しております。

次のページお願いいたします。

一番最後の行の附則でございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。

あと、こちらの補足でございますが、昨年4月7日に新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が発出されまして、また、学校の休校などもしていた時期でございますが、4月15日に教育委員会定例会を予定していたところですが、急遽中止をしたことがございました。現行の規定ですと、中止等の規定はございませんので、そういったことに対応できないということで、今回このような改定をすることにいたしました。

説明は以上でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

ありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

議案第5号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。審議資料5-1、5-2ページをご覧ください。

改正の要旨、理由でございますが、公民館を多くの団体に使用していただくため、公民館を使用しようとする者の一月の使用時間数を規定するとともに、字句の整理を行うものがございます。

新旧対照表をご覧ください。

職務代理人  
各委員  
職務代理人

各委員  
職務代理人

(議案第5号)  
職務代理人

生涯学習課長

下の欄の下線部分が改正点でございます。

まず、第4条の第2項、第4条の3、第5項及び6項でございますが、分かりやすい表現に統一するため、「月の」を追加するものでございます。

次に、第4条の2でございますが、新たに追加したものでございます。公民館の使用の許可申請は、第4条第2項に規定されておりますとおり、使用日の属する月の二月前の月の9日から使用日の3日前まで行うこととなっております。そこで、第4条の2の第1項として、多くの団体に使用の許可の申請ができる環境を整えるため、一月の使用時間数を16時間以内と定めるものでございます。

なお、第2項では、使用日の属する月の二月前の月の16日以降はその上限をなくし、施設使用の予約状況に空きがある時間について、広く使用可能としたものでございます。このほか、第4条の2を新たに追加したことから、条番号を繰下げをしたものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理人  
各委員  
職務代理人

これから質疑を行います。質疑はありますか。

ありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理人

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

(議案第6号)  
職務代理人

日程第9 議案第6号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第6号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年3月22日提出。

印西市立教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。審議資料の6-1、6-2ページをご覧ください。

改正の要旨及び理由でございますが、中央駅前地域交流館を多くの団体に使用していただくため、中央駅前地域交流館を使用しようとする者の一月の使用時間数を規定するとともに、字句の整理を行うものでござ

います。

新旧対照表をご覧ください。新の欄の下線部分が改正点でございます。

まず、第4条の第2項及び第5条の第5項並びに同条第6項第1号でございますが、分かりやすい表現に統一するため、「月の」を追加するものでございます。

第4条の2でございますが、新たに追加したものでございます。中央駅前地域交流館の使用の許可の申請は、第4条第2項に規定されておりますとおり、使用日の属する月の二月前の月の9日から使用日の3日前までに行うこととなっております。そこで、第1項として、多くの団体に使用の許可の申請ができる環境を整えるため、一月の使用時間数を16時間以内に定めるものでございますが、レクリエーションホールにつきましては、利用団体が特に多いことから、8時間以内とするものでございます。

なお、第2項では、使用日の属する月の二月前の月の16日以降はその上限をなくし、施設使用の予約状況に空きがある時間帯について、広く使用可能としたものでございます。

このほか、第20条においては字句の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

この使用時間数についてご質問なんですけれども、地域交流館の16時間以内とレクリエーションホールの8時間以内という、この時間が適当だという理由をお願いします。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

まず、16時間につきましては団体が概ね1週間に4時間使いますので、それを一月で4週ありますので、16時間ということにさせてもらっています。

8時間につきましては、レクリエーションホールのほうが使用率、人気が高いので、その16時間の半分ということで8時間ということにさせていただいて、今回改正ということになります。

職務代理者

栃尾委員。

栃尾委員

この時間内を超えて利用された団体さんは、今までいらっしゃったんですか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

今までは、ありません。

栃尾委員

そうですか。分かりました。

生涯学習課長

この時間でやっておりました。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

ありません。  
よろしいですか。  
それでは、質疑を終わります。  
議案第6号について採決をします。  
お諮りいたします。  
議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

異議なし  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

(議案第7号)  
職 務 代 理 者

日程第10 議案第7号 印西市立小学校の学校医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。  
指導課長。

指 導 課 長

議案第7号 印西市立小学校の学校医の委嘱について。  
印西市立小学校の学校医を次のとおり委嘱する。  
令和3年3月22日提出。  
印西市教育委員会教育長、大木弘。  
では、ご説明いたします。

本案は、印西市学校医を令和3年4月1日付で委嘱するものでございます。任期につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

お名前を申し上げます。千葉ニュータウンサザンクリニック、木下舞先生、担当校は内野小学校。千葉ニュータウンサザンクリニック、木下量介先生、担当校、原小学校。この2校は、児童数が増えたことにより、学校医を新たに追加して委嘱するものでございます。

くやま小児科医院、安部昌宏先生、担当校は小林北小学校、牧の原小学校。前任の学校医がご高齢により辞退の申し出があり、新たに委嘱するものでございます。

日本医科大学千葉北総病院小児科、小林光一先生、担当校は小倉台小学校。前任の学校医が院内事情でお辞めになるため、新たに委嘱するものでございます。

説明は以上でございます。

職 務 代 理 者  
各 委 員  
職 務 代 理 者

これから質疑を行います。質疑はありますか。  
ありません。  
質疑なしと認めます。

議案第7号について採決をします。  
お諮りいたします。  
議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(議案第8号)

職務代理者

日程第11 議案第8号 印西市立小学校の管理校医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第8号 印西市立小学校の管理校医の委嘱について。

印西市立小学校の管理校医を次のとおり委嘱する。

令和3年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

では、ご説明いたします。

本案は、印西市管理校医を令和3年4月1日付で委嘱するものでございます。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

お名前を申し上げます。くやま小児科医院、安部昌宏先生。担当校は小林北小学校、牧の原小学校。

前任の管理校医がご高齢により辞退の申し出があり、新たに委嘱するものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

各委員

ありません。

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第8号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

(議案第9号)

職務代理者

日程第12 議案第9号 印西市立中学校の学校歯科医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第9号 印西市立中学校の学校歯科医の委嘱について。

印西市立中学校の学校歯科医を次のとおり委嘱する。

令和3年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

では、ご説明いたします。

本案は、印西市学校歯科医を令和3年4月1日付で委嘱するものでございます。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

お名前を申し上げます。きおろし歯科、谷岡芳江先生。担当校は船穂中学校。

前任の学校歯科医が体調不良により辞退の申し出があり、新たに委嘱するものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ありません。

質疑なしと認めます。

議案第9号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

(議案第10号)  
職務代理者

日程第13 議案第10号 印西市立小学校の学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第10号 印西市立小学校の学校薬剤師の委嘱について。

印西市立小学校の学校薬剤師を次のとおり委嘱する。

令和3年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

では、ご説明いたします。

本案は、印西市学校薬剤師を令和3年4月1日付で委嘱するものでございます。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

お名前を申し上げます。五十嵐太郎先生、担当校は木下小学校、内野小学校。遠藤恵子先生、担当校は小林小学校、小林北小学校。

前任の学校薬剤師がご高齢により辞退の申し出があり、新たに委嘱するものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ありません。

質疑なしと認めます。

各 委 員  
職 務 代 理 者

議案第10号について採決をします。  
お諮りいたします。  
議案第10号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
異議なし  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

(議案第11号)  
職 務 代 理 者

日程第14 議案第11号 印西市青少年問題協議会委員の任命について  
を議題とします。

生涯学習課長

提案理由の説明を求めます。  
生涯学習課長。

議案第11号 印西市青少年問題協議会委員の任命について。  
印西市青少年問題協議会委員を地方青少年問題協議会法第3条及び印  
西市青少年問題協議会条例第3条の規定により、次のように任命するよ  
う市長に申し入れる。

令和3年3月22日提出。  
印西市教育委員会教育長、大木弘。  
それでは、ご説明いたします。

本案につきましては、印西市青少年問題協議会委員の委嘱期間満了に  
伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

今回委嘱する方は、関係行政機関職員として大木弘教育長、戸田勝印  
西警察署長、学識経験者として保護司、佐藤桂子さん、女性の会、小川  
君子さん、青少年相談員、齋藤誠一さん、民生委員児童委員、山口茂さ  
んの6名でございます。

2番、戸田勝さん、5番、齋藤誠一さん、6番、山口茂さんにつつまし  
ては、新規の委員でございます。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間  
でございます。

説明は以上でございます。

職 務 代 理 者  
各 委 員  
職 務 代 理 者

これから質疑を行います。質疑はありますか。  
ありません。  
質疑なしと認めます。

各 委 員  
職 務 代 理 者

議案第11号について採決をします。  
お諮りいたします。  
議案第11号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
異議なし  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(議案第12号)  
職 務 代 理 者

日程第15 議案第12号 印西市社会教育委員の委嘱についてを議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第12号 印西市社会教育委員の委嘱について。

印西市社会教育委員を社会教育法第15条第2項並びに印西市社会教育委員条例第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

令和3年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

本案につきましては、印西市社会教育委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

今回委嘱する方は、学識経験者として川村英雄さん、菊地愛子さん、河村剛光さん、松崎比呂美さん、篠原年枝さん、石川久美子さん、平石光則さん、押田正雄さん、馬場みどりさん、松山徹さん、高橋克さん。社会教育関係者として、女性の会、恩田典子さん、青少年相談員として小林康子さん、芸術文化協会、松井宏さん、公募委員として箱崎美貴さんの15名でございます。

8番の押田正雄さん、9番の馬場みどりさん、10番の松山徹さん、11番の高橋克さん、13番の小林康子さん、14番の松井宏さん、15番の箱崎美貴さんの7名の方が新規の委嘱で、そのほか8名の方は再任でございます。

新規7名の方のうち、8番の押田正雄さんは本埜中学校からの選出で、市民アカデミーの卒業生でございます。9番の馬場みどりさんは、印旛中学校区からの選出で、元保育士でございます。10番の松山徹さんは、千葉県公立学校教諭として勤務され、内野小学校校長を務められたほか、成田市教育委員会において社会教育主事としてのご経験がございます。11番の高橋克さんについては、江戸川大学教授で生涯学習論等を研究されております。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

ありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

(議案第13号)

職務代理者

日程第16 議案第13号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第13号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱について。

印西市公民館運営審議会委員を社会教育法第30条並びに印西市立公民館の設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり委嘱する。

令和3年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

本案につきましては、印西市公民館運営審議会委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

今回委嘱する方は、社会教育関係者として佃正男さん、見山利雄さん、嘉藤弘子さん、富井康夫さん、青山光男さん、中嶋加奈江さん、伊東章さん、豊田文子さん、家庭教育関係者として長尾さおりさん、学識経験者として常光康介さん、池田テイ子さん、白井豊さんの12名の方々です。

なお、1番の佃正男さん、5番の青山光男さん、10番の常光康介さん及び11番の池田テイ子さんの4名は再任で、その他の8名は新規の委嘱でございます。

新規委嘱8名のうち、2番の見山利雄さん、3番の嘉藤弘子さん、4番の富井康夫さん、6番の中嶋加奈江さんは各館の利用者であり、利用団体連合会からの推薦でございます。7番の伊東章さんは青少年相談員で、青少年教育活動の実践者でございます。8番の豊田文子さんは、社会福祉協議会木下支部長として地域福祉の推進に尽力されております。9番の長尾沙織さんは、木刈親子読書会に所属して活動されております。12番の白井豊さんは、公募委員でございます。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

説明については以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

各委員

ありません。

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第13号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第13号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

(議案第14号)  
職務代理者

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 印西市文化財審議会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第14号 印西市文化財審議会委員の委嘱について。

印西市文化財審議会委員を印西市文化財保護条例第24条及び第25条の規定により、次のとおり委嘱する。

令和3年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

本案につきましては、印西市文化財審議会委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

一島正真さん、岡崎浩子さん、滋賀秀實さん、横山謙次さん、酒井弘志さん、高橋克さん、西山純子さん、富田瑞樹さん、9番、石井明子さんの9名の方でございまして、全て再任の方でございまして。

各委員の専門分野につきましては、備考欄のとおりでございます。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

ありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩を入れたいと思います。この時計で3時10分まで休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(15時00分)

(15時10分)

職務代理者

皆様おそろいのようなので、始めたいと思いますが、よろしいですか。

各委員  
職務代理者  
(議案第15号)

はい。

それでは、よろしくお願いいたします。

職務代理者

日程第18 議案第15号 令和3年度印西市の教育施策についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

議案第15号 令和3年度印西市の教育施策について。

令和3年度印西市の教育施策を別紙のとおり定める。

令和3年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明させていただきます。

令和3年度印西市の教育施策につきましては、あらかじめ素案を配付させていただいておりますが、改めて議案として委員の皆様にご審議いただくものでございます。

なお、昨年度の施策から表現や事業内容の変更、新たな事業につきましては、赤字で表記してございます。

また、令和元年度からスポーツ振興課が健康子ども部に移管されましたことから、生涯スポーツの主な施策及び主な取組につきましては網かけしてございます。

表紙をめくっていただきますと、「はじめに」がございまして、令和3年度は、将来都市像を「住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで」と定めまして印西市基本構想の実現を目指す第1次基本計画、こちらは令和3年度から令和7年度の初年度に当たります。また、総合教育会議において、教育行政の現状や課題について協議し、市の総合計画との整合を図りつつ、教育大綱、こちらも令和3年度から令和7年度が定められたところでございます。

1ページには、印西市基本構想、教育大綱、教育振興基本計画及び教育施策との関係について示させていただいております。

5ページをお願いいたします。

印西市の教育施策の体系を具体的に示しているものでございます。教育施策の体系につきましては、平成30年度から33年度を計画期間とした印西市教育振興基本計画に基づき策定しており、教育の基本理念といたしまして、「だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び」の実現に向け、基本的な3つの方針を掲げております。そして、3つの方針の実現に向け、各分野別に3つの基本目標を柱に各施策を展開しているものでございます。

なお、生涯学習・生涯スポーツの各事業につきましては、連携・協力しているものとしているものでございます。

次に、6ページから7ページ、こちらでは学校教育、生涯学習、文化芸術分野の施策を横断的に推進するとともに、また、生涯スポーツに関しては先ほど申し上げました連携・協力して、学習成果や人材を生かす体制などを設定するリーディング施策を記載してございます。主な取組及び事業につきましては、7ページのとおりでございます。

8ページから19ページにかけましては、令和3年度の各分野別の事業内

容をそれぞれ記載してございます。

令和3年度におきましても、印西市教育振興基本計画の基本理念の実現に向け、事業を展開してまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

鈴木委員

鈴木委員。

私からは、意見になります。7つほど意見を述べさせていただきます。一つ一つでよろしいでしょうか。

そうしましたら、この素案の7ページをご覧ください。

7ページのリーディング施策1、主な事業というところ、こちらに丸印で記載されております「地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業の充実」とありますけれども、現在行われている地域というのは、以前教えていただきましたこの推進地域、船穂中学校区、木刈中学校区、滝野中学校区、小林中学校区、本埜中学校区、西の原中学校区、この6地域で推進されているということ、以前教えていただきました。これ以外にもさらに拡充させるべきではないかなと私は考えております。

特に、大規模校周辺地域では、地域住民の学校への参加の機会が少ないという声を耳にする機会がたまたまありました。学校や家庭では目が行き届かない児童・生徒への受皿として、その地域の方々の役割というのは大いに活用させていただけるのではないかと思います。簡単なことからでいいと思います。挨拶や見守り、小さな声かけ運動といったところから地域の方々と児童・生徒が触れ合う機会を設ける、そういったところから地域ぐるみのさわやかコミュニティの推進事業がさらに拡充していけるのではないかなと思います。ぜひこれは取り組んでいただきたいなと思っていますので、今後の課題といたしますか、内容に含めていただけたら、検討していただけたらと思っています。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。

現在実施していない地域においても、各学校単位では地域支援ボランティアなどが存在して同様の活動を行っている事例があり、また、中学校単位ではその区域が広域となってしまうことから、活動が難しいといったことも考えられるため、現状の形にこだわらずに、学校と地域の在り方を今後検討していきたいと考えております。

鈴木委員

ぜひお願いいたします。

続けます。

同じく7ページの、これはリーディング施策全体のことを通じて感じたことなんですけれども、私の意見を述べさせていただきます。

当市は地の利を生かした物流の起点になりつつあります。外国籍の企業も参入しまして、学校の教育では国際理解教育の推進も図られていま

す。まさに国際化が急激に進んでいるといっても過言ではない状況でありながら、リーディング施策の取組には市民が真の国際人となるための具体的な施策が表現されていないというのが少し残念でなりません。

実際には、細かく見ていきますと、生涯学習の一環でありますとか、地域文化活動の支援の中でといったことで取り組まれてはいるかと思いますが、でも、そういうことではなくて、もっと具体的に国際化推進事業の拡充といったような形で、何か明文化されるような施策を取り入れていただくのが望ましいような気がいたします。ぜひ今後の課題としていただければと思います。

職務代理者  
生涯学習課長

生涯学習課長。

お答えいたします。

現在、国際化の推進に関する施策につきましては、印西市では企画政策課が中心となって、異文化理解講座や語学講座などを実施しております。生涯学習課においては、生涯学習ガイドにより、企画政策課が行う講座の周知を行うとともに、市民アカデミーで異文化について学ぶ講座を実施しているところでございます。

今後につきましても、企画政策と連携して実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

鈴木委員  
職務代理者  
鈴木委員

よろしく願いいたします。

鈴木委員、続けて下さい。

今の問題と少し関連づけるようなことです。9ページご覧ください。9ページが一番下のほうです。

「⑥国際理解教育の推進（ア）外国語教育の充実」というところです。小学校低学年における国際理解教育の推進というものを骨子では掲げております。言語教育は、より多くその言語に触れた期間によって学習効果に差が生じる場合が多いと私は思っています。大規模校であっても、全ての児童が必ず発言の機会が確保でき、分からないことはすぐに聞ける体制づくりというものをさせていただきたいなと思っております。

また、イングリッシュアカデミージャンプでは、コロナ禍によって派遣研修ができない可能性が大変高くなっているかと思えます。しかし、海外と当市をインターネットでつなぐなど工夫し、リアルタイムに双方向で会話ができる研修なら可能ではないかなと思えます。ぜひ何らかの形でこの研修は実現していただきたいなと思えます。ICT教育の応用編につなげられることではないかなと思えますので、ぜひお願いしたいと思っております。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

では、お答えいたします。

まず、体制づくりですけれども、全小学校に配置いたします英語教育コーディネーターの活用、それから、各小学校の外国語担当教諭を中心

とした体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、イングリッシュアカデミージャンプの進捗状況ですけれども、令和3年度につきましては、令和3年8月の実施予定で準備を進めてまいりました。ただ、現時点で新型コロナウイルス感染症の世界的な流行ですとか、オーストラリアの入国制限の状況を鑑みまして、令和3年8月の実施については中止といたしました。しかしながら、令和3年度中の実施については状況を見定めながら、派遣時期、それから、鈴木委員から提案がございましたように、オンラインを含めた実施方法などの検討につきましては続けてまいりたいと考えています。

以上です。

鈴木委員

分かりました。

今、インターネットで世界と物理的な距離ではなく、すごくリアルタイムにやり取りができる時代になったので、ぜひとも何かの形で実現していただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

続けます。11ページをご覧ください。

これも、今のお話と少しリンクします。「①情操教育の充実」「(ウ)芸術文化体験事業の充実」、こちらのさわやかハートフルコンサートの開催、毎年されておりました。また、小学校芸術鑑賞教室の開催もされておりましたが、やはりこれもコロナ禍におきまして、ほとんどが中止になっているかと思えます。やはり家族の方が見学に行けない状況ですとか、他校のものが見られないという状況もあるかと思えますが、これもまたリモートで見られるようにしてはどうかと思っています。リアルタイムで見られなくても、録画をしたようなものを配信できるようなサービスなど、そういった機会を設けるということはできないかと思えます。

芸術鑑賞教室も、従来とは異なった形であったとしても、児童・生徒が文化芸術に触れられる機会をぜひ確保していただきたいと思っています。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

では、お答えいたします。

まず、ハートフルコンサートについてです。ハートフルコンサートですけれども、収容人数の関係によりまして、もともと新型コロナウイルス感染症に関係なく、保護者の見学は認めることができていないです。各学校では、校内行事として音楽発表会を公開して、子どもたちの学習の成果を保護者に参観してもらおう形を取ってもらっています。これは、個人情報保護の観点からも、ハートフルコンサートのリモート公開はちょっと難しいと捉えているところです。各学校の行事も、学校のホームページで動画配信する際は、パスワードをかけて、在校生の保護者だけでという形を取っていますので、それは広くいろいろな学校へというのは現実的には厳しいと考えています。

芸術鑑賞教室は、令和2年度実施できませんでしたが、令和3年度は、今のところ従来どおりの内容で実施したいと考えています。変更点ですが、新型コロナウイルス感染症を考慮しまして、1回当たりの人数を減らすためにも、通常全部で3回の公演で実施できるところを5回、今年度は公演回数を増やして実施するというような点が違う点でございます。

以上です。

鈴木委員

分かりました。

3回から5回に増やすということで対応していただけるということですね。期待しています。よろしくお願いします。

続けます。13ページご覧ください。

13ページの下(2)ですね。「①学校の適正規模・適正配置の推進」とあります。こちら、近年小規模校の問題に多く注目が集まって、検討されてきたかと思えます。大規模校にも多くの問題と課題があるかと思えます。もちろん市でもご理解いただいて、そちらの対策も講じてはいるかと思えますけれども、このコロナ禍で教育の現場も大きく変化したと思っています。今までの常識が抜本的に覆される事態となりました。従来の当市が定める適正規模というそのもの自体が、根本から見直す必要があるのではないか、そういう時期に来たのではないかと思えます。

適正規模・適正配置の定義の基となるものが、どこからだったのでしょうか。そして、その基本方針が定めた適正規模というものは、何に基づくものなのか。そして、それはどういったところから、どれぐらい前のもの、いつぐらいのものなのかということをお教えいただければと思います。

職務代理者  
学務課長

学務課長。

では、まず学校適正規模・適正配置の推進についてということでお答えいたします。

現在の印西市学校適正規模・適正配置基本方針の中で、大規模校の学校適正配置の優先度については、小規模校(過小)の次に位置づけをしております。それによりまして、大規模校の課題解消も重要であるということは十分認識してございます。このことから、大規模校につきましても、既に印西市学校適正規模・適正配置基本方針の中で、検討対象校として学校適正配置シミュレーションを提示しまして、現在、児童・生徒数の推移ですとか、それから、施設の状況等を踏まえて、学校施設の増改築による対応のほか、必要に応じて通学区域の見直しなどの検討も行っておるところでございます。

次に、適正規模についてお答えいたします。

文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校としております。印西市におきましては、千葉ニュータウン地区における学校施設の状況などを考慮して、その基本方針の中で12学級以上24学級以下、これ

を適正規模の学級数としております。

これまでの学校運営の中で、24学級あることで支障が生じているということはございませんが、今般、政府におきまして公立小学校の一学級当たりの上限人数を35人とする法案の改正案が閣議決定をされました。今後、また段階的にそれが全学年に適用されていくと思われまます。ですので、施設の収容力の状況などの物理的な問題もありますけれども、今後はこれらの国の動向などにも注視してまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

職務代理人  
鈴木委員

鈴木委員。

今のお話にもありましたように、公立の学校が35人が一クラスにふさわしいということで、閣議決定されたということになりますと、クラス数がどんどん増えてしまって、教室が足りなくなる事態が差し迫っているかと思えます。それを今後、当市ではどうやって解決していこうという方針があるのか。漠然とでも結構ですけれども、お答えいただける範囲でお願いできますでしょうか。

学務課長。

職務代理人  
学務課長

現在既に印西市では、小学校の2年生、それから3年生については35人学級、弾力的な運用というものを行っております。ですから、令和3年度、それから4年度も、学級数は増えることはないかと予測をしております。令和5年度から少しずつ学級数が増えるという予測をしているところで、その先については、またこの児童・生徒数の推移を見ながら考えていくということになるかと思えます。今お答えできるのは、そこまでです。

分かりました。ありがとうございます。

鈴木委員  
職務代理人  
鈴木委員

鈴木委員。

これは、ガイドラインは全て文部科学省の進めているところに県、そして市も従っていくかと思うのですが、そこにはやはり市独自のエビデンスですとか、そういったものを持って、国がこうしたからこうだという、そのとおりにただルールに乗っかるのではなくて、やはりこの市の問題として捉えるべきではないかと思っています。文科省は全国を見ていると思いますが、当市には当市の問題があります。当市独自のやり方を進めていくというのも、1つの案ではないかと思っています。

ただ肌感覚でこれは窮屈だ、これはすかすかだ、これはあまりにも少ない、これはあまりにも多いというのではなくて、何が児童・生徒にとって学習効果が高い人数なのか、学校運営をしていくときに何が適正なのか、それを、当市が独自に判断して行って、進めていく必要もあるのではないかと思っています。これは私の個人的な意見ですので、今後の課題として取り入れていただけたら、よろしく願いいたします。

続けます。次、14ページご覧ください。

「学校安全の推進」というところですね。「①安全教育の充実」、「避難訓練の実施」というのがありますが、ぜひ、防災教育というものを充実させていただきたいと思っております。東日本大震災から10年を迎えました。大地震や大型台風などの自然災害時における安全教室というものをされているかと思うのですが、常日頃からの災害に対する危機意識と、対応できる知識を持てるような防災教育の推進が必要だと感じました。

2019年の大型台風も経験しまして、早期に避難することの大切さと、避難するときの判断の難しさというものも市民は感じたのではないかと思います。避難所での生活ですね、それが長期になった場合を想定した体験学習なども必要ではないかと思います。集団での避難生活でいかにプライバシーを守る工夫ができるかとか、配給、給食ですとか、そういったものに合った食器や洗剤の使い方とか、具体的な学びが必要ではないかと感じました。ぜひ、これはただ単に避難訓練というものにとどまらず、防災教育というものを充実させていただけたらと思います。意見です。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

防災教育につきましては、ここでは(3)の「①安全教育の充実」といったものに含まれると考えています。委員がおっしゃるとおり、防災教育は避難訓練以外にも学校安全計画の中に位置づけておりまして、安全に関する内容については、各教科などの中でそれぞれ考えさせて指導をしているところです。ですので、この事業内容を特出しという形で表記はできませんので、そこをご理解いただければと思います。

避難訓練については、決められた経路を通る訓練だけ、実施の時間や想定を予告するというだけではなくて、いつ、どこにいたときにどのように避難するか、そういったことも訓練して、児童・生徒のより主体的に行動する態度、その育成を図っています。

そのほかにも、犯罪、不審者、交通事故、危険箇所、鳥獣、不審電話、熱中症、SNSなど、子どもたちを取り巻く危機管理について、これはどこかで時間を取ってということだけではなくて、朝ですとか帰りの学級指導の時間に具体的な事例、それから、対処法などを挙げて、日頃から指導するよう、学校には働きかけているところです。

以上でございます。

鈴木委員

分かりました。ありがとうございます。

最後になります。19ページをご覧ください。

文化財の活用です。「④観光事業等の連携による文化財の活用」とあります。こちらですけれども、コロナ禍で外国はもちろん、国内であっても遠くへの旅行が容易ではなくなりました。しかし、市内には有形、無形の文化財がたくさんあります。そうしたものを、市民にも身近な観光資源としてアピールできる機会ではないかなと逆に感じております。

その先には当市以外の、市民以外の多くの歴史ファンなどにもアプローチできるように、ぜひ観光協会やシティプロモーション課などとも協力して、こちらの事業を推進していただきたいと思っています。

職務代理者  
生涯学習課長

生涯学習課長。

観光事業との連携による文化財の活用についてですが、市外から来場者が見込まれるイベントや施設に、指定文化財のパンフレットや令和3年度に作成予定の無形民俗文化財を紹介するパンフレットを配布し、市の観光協会や庁内の関係課と連携して、市の文化財の魅力の発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

鈴木委員

よろしく願いいたします。

私からは以上です。

職務代理者

ありがとうございます。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

では、私からは大きく分けて4つ質問をさせていただきます。

まず11ページ、「豊かな心を育む教育の充実」の「④きめ細やかな教育支援の推進」のところで、「(ア) 適応指導教室事業の推進」と「(イ) 教育相談の充実」について、令和3年度の目標として最も解決しなければならない課題があれば教えてください。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

では、お答えいたします。

1つ最大のものを挙げるとしますと、適応指導教室「森のステーションまきば」、これの開設ということになります。この目標とするところですが、現存ありますが「緑のまきば」と併せまして、2つの教室を運営して、市全域において不登校児童・生徒への対応を充実させることです。現時点で、長期欠席者の約3分の1が適応指導教室につながっているんですけども、それをもっとつながるようにしていきたいということで、1つ最大ということでありまして、今説明させていただきました「森のステーションまきば」、これを軌道に乗せるということでございます。

以上です。

栃尾委員  
職務代理者  
指導課長

では、教育相談の充実についてはどうでしょうか。

指導課長。

教育相談の充実につきましては、これは基本的にはこれまでどおりの周知を継続していきたいと思っております。教育相談でも多い悩みは、保護者からのご自分のお子さんの不登校というか、登校しぶりというようなことが割合として多いものですから、やはり一番は「森のステーションまきば」ということで、つなげて説明をさせていただきました。

職務代理者

栃尾委員。

栃尾委員 初めに適応指導教室の課題をお話しいただいたんですけれども、今こちらにつながっているのが3分の1のお子さんで、もっとつなげたいということで、どういうふうにつなげていくかというのが課題になってくるかと思うんですけれども、現在、その方法として何か考えられていることはあるのでしょうか。

職務代理者 指導課長。  
指導課長 現在行っていますのは、私たちは学校の状況を把握するというのがまず一番になります。ですので、毎月長欠報告も上がってくるんですけれども、その受け身だけではなくて、生徒指導担当、特別支援担当、それから、長欠担当が、これは年2回ですけれども、全ての学校に行って情報共有しております。まずはその継続であると思います。

それから、教育相談の充実ということで、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の関係で教職員研修はできなかったのですが、夏に教育センターで教職員対象にした教育相談の研修を毎年、複数回、位置づけています。その中で、職員に教育相談のいろいろなアプローチの仕方等を身につけさせること、やはり子どもに一番近いのはそれぞれの担任であったり、関わる教職員だと思っていますので、教職員の技量も上げていくというところがひとつ充実につながると考えています。

栃尾委員 分かりました。

(イ) この教育相談の充実についてですが、教育委員会の指導課が対応されていると思うのですけれども、何人体制でされているのでしょうか。

職務代理者 指導課長。  
指導課長 教育相談ということでは、まず教育センターに指導主事が1名います。それから、会計年度任用職員が電話相談で毎日1人は電話対応できるようになっています。また、教育相談ということで、教育センターの指導主事1人に任せるということではなくて、それが不在であったら、センターの指導主事が誰でも対応できるようにしています。

それと、指導課では、生徒指導担当、特別支援教育担当がいますので、それらの連携も含めると複数名でという形になっています。窓口として、主担当は教育センターの1名ですけれども、その担当だけに任せきりでやっているわけではないです。

職務代理者 栃尾委員。  
栃尾委員 私としては今、相談件数が増えていると聞いておりましたので、現状の職員の方で足りているのか、ちょっと気にはなっていたのですが、現状、無理なく足りている状態ではあるということによろしいですか。

職務代理者 指導課長。  
指導課長 教育相談を受けるということでは、不足し過ぎているということではないです。ただ、今後は、先ほど申しあげました「まきば」につながっている3分の1を除いて、3分の2のお子さんたちにどうつながっていく

職務代理者  
栃尾委員

か。これは教育委員会として、また課題にはなるとは思います。

栃尾委員。

もう一つ気になったのが、以前、議会の中で増田議員が、一度も中学校に通わず、そのままこの支援にもつながっていないお子さんが十数名いるというふうにおっしゃっていた記憶があるんですけども、そちらの対応はどのような形で進んでいますか。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

十数名というのは、恐らくそのまま卒業したお子さんというような表現だったかと思うのですが、今私たちで行っているのは、これは長欠の要因にもなるのですが、それで家庭環境的に援助が必要ということであれば、子育て支援課とつながっているということではあります。ただ、どうしても中学校を卒業しますと、その後、教育センターからそのお子さんたちに直接働きかけという形はなかなか取れないところがありますので、市の担当課とつながっているということです。

職務代理者  
栃尾委員

栃尾委員。

分かりました。そのあたり、主任児童委員さんなど、身近な地域の方々とはよく連携を取っていただいて、教育委員会、学校だけの中で解決するのではなくて、地域の方々とは連携してぜひ解決していただきたいと思っております。

では、2点目です。14ページ、「(4) 開かれた学校づくり」についてなのですが、質問します。

開かれた学校とは、どのような学校でしょうか。確認させてください。また、開かれた学校は、児童・生徒、学校の職員の方々、保護者、地域にとってどのようなよい影響を与えることができると考えますか。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

では、お答えいたします。

開かれた学校、まず非常に広い意味でお答えしますと、子どもたちの育成環境の総合的な充実に向けて、家庭や地域社会と連携を図る学校であって、子どもから大人までが共に学び合える学校というイメージです。開かれた学校づくりの目指すところとしましては、児童・生徒に関しては、キャリア教育、それから地域行事への参画、あと、多様な学習活動。そういったものなど、子どもたちの体験や経験の場も増えて、社会的・職業的自立に向けた学びを積み重ねることができるということになると思います。

教職員に関しては、これもなかなか現実的には難しい部分はあるのですが、学校環境の整備や教材作成の共有、それから、行事や授業の補助など、地域住民の参画によりまして、それがゆえに児童・生徒と向き合う時間を確保したり、授業や生徒指導により力を注ぐことができなければよいと考えています。

地域に関しましては、子どもたちが様々な地域活動に参加することに

よりまして、地域が活性化したり、地域教育力の向上、そういったものに期待できる。かなり理想的な姿でもあるのですが、そのようなイメージを持っています。

以上です。

職務代理者  
栃尾委員

栃尾委員。

お話しくださり、ありがとうございました。

この開かれた学校づくりということで、市民の方々何名かと、「開かれた学校づくりってどういう学校だと思いますか」ということをお尋ねしたのですが、防災拠点になっているのではないかと、学びの循環の場、子どもが学び、親が育ち、地域が育つという循環の場になっているのではないかという意見もありましたし、様々な意見をいただいているのですが、市民の方々の開かれた学校づくりとのイメージと、私たちが思うイメージがもしかしたら違うのではないかなと感じましたね。

そういったところで、一度どこかのタイミングで、市民の方々にとっての開かれた学校づくりというのはどういうものかというのをアンケートで知ってみたいと私は思いました。機会があったら、ぜひそのような形で聞いていただく機会を作ってくださいたらいいなと思うので、よろしくお願いたします。

では、16ページ、「多様な学習機会の提供」、③の電子書籍の導入など非来館型サービスの充実についてももう少し詳しい説明と、今後の図書館の在り方について考えておられることがあれば、ご説明いただけたらと思います。

職務代理者  
生涯学習課長

生涯学習課長。

お答えいたします。

令和3年度印西市立図書館では、非来館型サービスとして電子書籍サービスを導入いたします。内容ですが、来館せずに利用できる電子書籍をインターネット経由で提供して、パソコン、スマートフォン、タブレットなどで読めるようにするものです。導入時期につきましては、電子書籍システムの契約手続などの準備が数か月かかることから、準備ができ次第、広報、ホームページなどでお知らせしたいと考えております。

今後の図書館の在り方につきましては、市民の読書活動や学習活動を推進するため、非来館型サービスの充実を図り、図書館の利用を促進するほか、利用しやすい図書館サービスを充実させるための施設整備の在り方などについて調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

職務代理者  
栃尾委員

栃尾委員。

すごく楽しみにしています。どういうものかと想像していて、タブレットを貸し出すのか、どうなのかと思ったんですけども、直接自分の持っているものからアクセスしてということですね。

職務代理者  
生涯学習課長

生涯学習課長。

はい。栃尾委員のおっしゃるとおり、タブレット等は貸出しは行いませんので、自分で持っているもので利用していただくということで、考えております。

職務代理者  
栃尾委員

栃尾委員。

ぜひ進めていただきたいと思っています。

あと、今回コロナ禍、私、近くに図書館があるものですから、たまに様子を見に回るんですけども、図書館の在り方って、ここにあるレファレンスサービスだったり、図書の提供とか書いてあるんですけども、私がたまにのぞくと、本当、本を通して、来ている方々のセカンドプレイスだったり、サードプレイス的な居場所になっているんだというところをすごく感じるんですね。

別々な本を読みながら、ただ座って読んでいるだけなんですけれども、そこで人とのつながりを持てるような、そういう感覚を感じていらっしゃる方々も多く利用されているのではないかなと思ったので、もちろん貸出しというところも重要なんだと思うんですけども、来館する方々の居場所というところも価値を提供しているというところも、私はあると思うので、そちらとのバランスも取っていただいて、今後いろいろなところに生かしていただきたいと思っております。

生涯学習課長

先ほどの繰返しになってしまうかもしれませんが、市民の読書活動、学習活動を推進するため、図書館のサービス全般、施設整備の在り方を含めて進めていきたいと考えております。

栃尾委員

よろしく願いいたします。

では、最後です。その他の質問です。

今回も資料の準備と取りまとめありがとうございました。令和3年度の教育施策事業がよりよいものになるために、教育総務課として目標がありましたら教えていただけますでしょうか。

職務代理者  
教育総務課課長補佐

教育総務課課長補佐。

それでは、お答えいたします。

まず、現状行っております教育施策の点検評価の面からお答えさせていただきますと、例えば、令和3年度のものとは令和4年度に実施するといったように、事業の実施年度が終わってから、結果という形で点検評価を実施していただいております。これは、法に基づくものとしまして、必要なものであるという認識はしております。

このほかに、ただいま委員からご質問をいただきました教育施策事業がよりよいものになるための目標ということでございますが、1つの提案といたしまして、年度の途中におきまして、各事業の進捗状況を確認する機会があったらよいのではないかと考えております。そこで、委員の皆様には施策の説明と併せまして、各事業の進捗状況等をご報告しまして、ご意見をいただく機会をつくりたいと思っております。これにより

まして、課題や改善点を把握しまして、いち早く効果や成果につなげる  
ことによりまして、令和3年度の教育施策の重要事業がよりよいもの  
につながるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

職務代理者  
栃尾委員

栃尾委員。

ありがとうございます。とてもよいと思います。そのように進めてい  
ただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

職務代理者

ほかに。

寺田委員

寺田委員。

教育施策全体は非常に理解しやすく、よくまとめてあると思います。  
ご苦労さまです。

12ページの「学校保健衛生の充実」というところですが、(イ)の  
「学校保健会の活動の充実」という、今、世界中の問題になっている新  
型コロナウイルスは完全消滅するとは思われません。そこで、対策とし  
て、印西市の各学校に対する情報と対策を速やかに連絡できるように、  
市の保健担当課等と連絡を取り、システムの構築をつくることが必要不  
可欠だと思われませんが、必要に応じては学校医との相談窓口を設けるこ  
とが一案かと思えます。その辺、ご指導を、伺いたいと思えます。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

では、その説明に関しまして資料をお配りいたしますので、それをも  
ってご説明させていただきたいと思えます。

(資料配付)

では、ご説明させていただきます。

まず、学校医、学校、市教育委員会、市健康増進課、それから保健所  
等、今お配りさせていただきましたけれども、学校等欠席者・感染者情  
報収集システムというものがございまして、これを活用してタイムリー  
に情報共有をしています。あと、委員からありましたけれども、学校医  
とは、主として養護教諭が窓口となりまして情報を共有、相談しており  
まして、特に感染症が流行する時期には連絡を密に取っています。これ  
までも、インフルエンザで特に養護教諭が窓口となり対応しました。印  
西市内では現在、新型コロナウイルスの校内感染等は見られない状況で  
すが、今お配りしましたシステムがありますので、これで共有してやっ  
ているというところがございます。

以上です。

寺田委員  
職務代理者  
各委員  
職務代理者

分かりました。ありがとうございました。

ほかに質疑、よろしいですか。

はい。

では、私から2点ほど質疑をさせていただきます。よろしくお願  
いいたします。

まず1点目ですが、2ページ、「生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む」ということで、その中で中段以降に、「健やかな体」の育成としてというところから始まりまして、食に関する指導を推進し、安全安心で栄養バランスのとれた給食を提供するとありますが、こちらの安全安心の基準となるものをどう考えられていますか。また、栄養バランスを求めするためには、農薬や添加物の少ない食材も必要です。無農薬、有機栽培のものを増やす計画などはありますか。これが1点目です。これについてお答えいただきたい。

指導課長。

指導課長

お答えいたします。

まず最初に安全安心の基準についてご説明いたします。文部科学省告示によります学校給食衛生管理基準がございます。それに基づいて対応します。この基準における対象範囲、それから内容ですけれども、給食施設、給食設備、施設及び設備の衛生管理、献立作成、食品の選定、検収、保管、調理過程、配送、配食、検食、保存食など、全ての面で対象となっております。市の3つの学校給食センターにおきましては、これらの基準に適合させた上で給食の提供を実施しております。

続きまして、食品の選定に関するところですが、今お話しさせていただきました基準によって示されておりまして、食材納品業者から加工品の配合表や産地などの情報を提供していただいております。かつ、味見を実施して選定をしております。なお、その際、地産地消の推進も踏まえまして、より多くの地場産の米、野菜類、そういったものを積極的に取り入れるよう取り組んでおります。

また、農薬、添加物につきましては、食品選定の際に業者からの情報を基に、食品基準に合ったものであることを確認しています。

委員からありました有機農法に取り組んでいる農家も市内にはあるのですが、大量に生産できるか確認は取れていないです。また、そういったものにつきましては、価格の面で一般流通品より高くなっているという現状もございますので、それらいろいろなことを精査して品物を選んでいるという実態でございます。

以上です。

職務代理者

分かりました。

やはり文科省基準、それから、食品衛生法基準というものが基になっていることは非常に分かっております。確かに有機農法であったり、無農薬農法でやっている方々はごく少ない現状ですので、これからどういう取組になるかは日々を追っていかないと判断し難い部分もあるかと思いますが、ぜひともそちらのところは一つ一つ進めていけるように努力していただければありがたいと思います。

午前中に牧の原学校給食センターを拝見いたしまして、新しくきれいになり、それから、設備等々も非常に整っているということを確認させ

ていただきました。今後、また給食センターの改修等々も年を追ってあ  
らうかと思いますが、どうぞ子どもたちのために進めていただきたいと  
思います。よろしく願いいたします。

もう1点ですけれども、12ページですね。その中で「学校保健衛生の  
充実」というところで、先ほど寺田委員から質問のあった内容と多少重  
なりますが、アレルギー対策検討部会、(イ)ですね、こちら、感染症  
対策検討部会の開催についてとあるのですが、今回のコロナ禍で、検討  
部会の開催メンバーに医療従事者が含まれていますかが1つと、また、  
年何回ぐらいの開催予定でしょうか。検討部会で話された対策でよい結  
果、成果、これについてはどのような事情、状況になっているか教えて  
いただければと思います。

指導課長。

指 導 課 長

お答えいたします。

まず、アレルギー対策検討部会についてご説明いたします。こちらの  
部会では、医師が2名、委員に含まれています。そのほかの委員としま  
しては、消防署員、学校長、養護教諭、給食センター、それから栄養士  
でございます。年1回の開催予定です。これまでの取組としましては、  
ヒヤリハット事例などの検討を行っていきまして、事故防止に努めてい  
る。それぞれの立場からご意見をいただいている。また、例えば養護教  
諭の部会で情報共有する機会がありますので、そういったところで各学  
校の養護教諭が情報共有するという形になります。

続きまして、感染症対策検討部会です。こちらは医師が2名、委員に  
含まれています。そのほかの委員としまして、健康増進課の保健師、学  
校長、幼稚園長、養護教諭で構成されています。これは、令和3年度に  
つきましては年1回の開催予定です。令和元年度につきましては、年2回  
行いました。

これは、それまでインフルエンザの療養報告書、要するに治癒証明書  
について、運用の仕方で問題点とか共通理解が必要な部分がありました  
ので、その療養報告書を、保護者も活用しやすいように検討しました。  
またさらに、インフルエンザ以外の感染症も必要であろうということ  
で、その年は例年よりも多く書式を作成しています。

今回の新型コロナウイルス感染症に関しても、その他の感染症の療養  
報告書が活用できたということで、タイムリーでした。実際に市内小中  
学生で感染したお子さんは、数は少ないのですが、それがうまく活用で  
きました。それも、近隣の医療機関へ周知を行ってということで、現在  
それはそれで運用されています。ただ、令和2年度、市教委にインフル  
エンザの感染報告がなかったのも、そういう点では新型コロナウイルス  
感染症対応をしながら、同時にやっているということです。

以上です。

職 務 代 理 者

ありがとうございます。

現状ですとアレルギーも、それから感染症という部分も、これからまだまだ増える可能性はあります。近年、ずっといろいろな統計を見てもみますと、アレルギーは毎年のように増えておりますので、これからの対策の内容もより充実していただいて、それに対応できるように図っていただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、ほかに質疑はよろしいですか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

ありません。

これで質疑を終わります。

議案第15号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第15号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

(議案第16号)  
職 務 代 理 者

日程第19 議案第16号 印西市学校施設長寿命化計画（案）の提案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課課長補佐。

教育総務課課長補佐

議案第16号 印西市学校施設長寿命化計画（案）について。

印西市学校施設長寿命化計画（案）を別紙のとおり定め、印西市公共施設マネジメント推進本部会議にこれを提出する。

令和3年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、印西市学校施設長寿命化計画（案）という資料をご覧ください。1ページをお願いいたします。

初めに、計画の目的と位置づけ等というのがございますが、その説明の前に、この計画を作成することに至った経緯と背景をご説明いたします。

国の見解では、全国的に建築後25年を経過した公立小中学校の保有面積が7割を超え、そのうち半数が建築後40年以上となるなど、学校施設の老朽化が進行しているとしています。どの地方公共団体も厳しい財政状況の中、効率的、効果的に学校施設の長寿命化を図ることにより、良好な状態の維持や安全性の確保に努めていくことが求められているとしています。

そこで、文部科学省ではインフラ長寿命化計画（行動計画）を作成しまして、各地方公共団体に対し、令和2年度末までに学校施設の長寿命化計画を策定することを要請しております。こちらにつきましては、学校の改修をするときなどに国から学校環境改善交付金など国からお金をもらえる制度があるんですが、こういった計画を策定していないと採択

の対象にならない、そういったこともありまして策定したというところでございます。

このようなことから、まず1ページに記載しております印西市公共施設等総合管理計画、印西市公共施設適正配置実施方針及び印西市公共施設適正配置アクションプランを策定し、また、本市学校教育の基本理念の実現に向けた取組として、印西市学校適正規模・適正配置基本方針を策定いたしました。これらの各計画等に基づきまして、本市で保有する学校施設の長期利用を図るために、下段の枠内に記載しております3つの計画の目的を設定しまして、今回この印西市学校施設長寿命化計画を策定するものでございます。

2ページをお願いいたします。

計画の位置づけとしまして、先ほど申し上げましたそれぞれの計画及び方針との体系を図で表したものでございます。一番上には国のインフラ長寿命化計画がございまして、市では印西市総合計画がございまして、その下に、印西市公共施設等総合管理計画というものが定まっております、その下位に印西市公共施設適正配置実施方針、また、印西市学校適正規模・適正配置基本方針、こちらとも連携を取っております。その下位としまして、印西市公共施設適正配置アクションプランというものができております。それで、今回策定するものが緑色になっております印西市学校施設長寿命化計画というものになります。

資料の下段をお願いいたします。

本計画の期間は、印西市公共施設等総合管理計画との整合性を考慮しまして、令和32年度までの30年間といたします。また、10年ごとの計画的な見直しと、関連計画の見直し等に応じて適宜見直しを行います。

3ページをお願いいたします。

本計画の対象とする施設の一覧でございます。

次に、4ページから5ページにつきましては、対象建物のうち、計画対象といたします延べ床面積200平方メートル超の建物の築年数、延べ床面積等の状況の一覧の資料でございます。後ほどご覧ください。

6ページから7ページにつきましては、長寿命化の対象としない延べ床面積200平米以下の小規模建物の状況の一覧でございます。長寿命化の対象とはいたしません、今後も計画的な維持管理は行ってまいります。

次に、8ページをお願いいたします。

市の対象建物の築年別の整備状況でございます。縦軸は延べ床面積で、横軸は建築年でございます。青い点線内が築20年以上の建物で、全体の92.8%を占めております。そのうち、赤い点線内は築30年以上の建物で、全体の47.2%でございます。

次に、9ページにかけてをお願いいたします。

こちら、縦軸は延べ床面積、横軸は建築年でございます。青色で示し

ている部分は千葉ニュータウン内の学校、オレンジ色の部分は千葉ニュータウン以外の学校でございます。青色の千葉ニュータウン内の学校は、短期間で集中的に整備されていることがお分かりいただけるかと思っております。

次に、下段をお願いいたします。

耐震基準別の状況でございます。旧耐震基準の建物が一部ございますが、こちらは耐震改修等で耐震性は確保されているという状況でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

構造躯体の健全性の把握ということで、この判定のフローによりまして、長寿命化する建物か否かを選別いたしました。11ページには、調査方法の概要を記載しております。全ての対象の建物のコンクリートコア調査を実施いたしました。コンクリートコア調査とは、具体的に申し上げますと、構造体の一部を円柱状に採取しまして、その採取しました供試体の圧縮強度試験及び中性化試験を行い、状況に応じ、一部の建物ではつり調査を行いました。

次の12ページをお願いいたします。

こちらの画像は、調査の現場及び現物の画像を掲載したものでございます。①は供試体の採取している状況の写真でございます。②は採取したコンクリートの供試体の現物でございます。このような大きさのものを、構造体の中から抜き取ったような状況でございます。③は供試体の圧縮強度試験をしている機械の様相でございます。④は中性化の深さの試験でございます。

この中性化について少し補足説明いたしますと、コンクリートは通常、強いアルカリ性で内部の鉄筋を腐食から守っております。しかし、空気中の炭酸ガスと反応いたしますと、コンクリートは表面から徐々にアルカリ性が弱められます。この現象を中性化といまして、中性化の深さが内部の鉄筋の位置まで達すると、鉄筋の腐食が始まって、膨らんでくるという現象が起こります。ひび割れ等が起こってくると言われております。

次に、13ページは調査の結果でございます。学校ごとに載せておりますが、6の原山小学校と9の高花小学校、こちらについては中性化深さで、はつり調査の該当となりましたが、はつり調査を行った結果、鉄筋の腐食が進行していたものはなく、また、圧縮強度試験は全ての建物とも基準値を満たしていただきましたことから、全建物とも長寿命化建物と判定をいたしました。

続きまして、14ページをお願いします。

14ページは鉄骨造及び木造の建物で200平方メートル超の全ての建物で、長寿命化建物という判定をいたしました。

15ページから19ページまでは、構造躯体以外の劣化状況の評価基準で

ございまして、例えば防水ですとか、屋根、そういった部分の構造躯体以外の劣化状況の評価基準を示しております。

20ページから22ページまでに、評価結果の一覧を記載しております。特に21ページ、22ページの一覧に学校ごとに載っておりますが、赤い部分が多いほど劣化しているという状況でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

これまでの調査等の状況の整理を踏まえまして、学校施設の長寿命化の基本方針を右の表のとおり定めました。抜粋して申し上げますと、基本方針1、適正な学校教育施設の保全、基本方針2、社会ニーズに対応した整備水準の設定、基本方針3、予防保全への転換、基本方針4、施設の長寿命化、基本方針5、コストの最適化と平準化でございます。

続いて、24ページをお願いいたします。

改修等の基本的な方針でございます。(2)の目標使用年数でございますが、今計画では、上段の表の日本建築学会で示されている建築物全体の望ましい目標耐用年数を参考にしまして、中段の表にございますように、長寿命化建物は計画的な改修等の実施を前提に、目標耐用年数の上限値を目標使用年数として目指すこととします。一般建物は目標耐用年数の代表値とすることといたしました。主な例としましては、例えば、学校の校舎などですと鉄筋コンクリート造というのが多い状況でございますが、この長寿命化建物ということで、目標は80年の使用を目指すということになります。

続いて、25ページをお願いいたします。

改修の転換のイメージ図でございます。上段の図でございますが、これは、これまで考えられてきた建て替え中心のイメージ図でございます。大体、鉄筋コンクリート建物の耐用年数というのが47年程度と言われておりましたので、中間の25年程度で大規模、ここには改造と記載、国では改造とっておりますが、大規模改修を行いまして、50年程度で建て替えと。ここには改築と書いてありますが、国では建て替えのことを改築と表現しておりますので、改築となっておりますが、建て替えを繰り返していく考えでございました。

これからは、長寿命化のイメージということで、下段の表でございますが、まず20年程度で保全改修といたしまして、予防保全的な、壊れる前に保全をしておきましょうということで、20年程度で保全改修を行います。40年程度で大規模改修と書いてありますが、こちらが長寿命化改修という作業でございます。

ここで何が違うかといいますと、長寿命化改修ですと、鉄筋コンクリートの校舎ですと、基礎と主な柱、はり耐力壁、その重要な部分は残しまして、あとは解体をいたしまして、残りの部分を改修するといったようなことをする見込みでございます。そうしますと、建て替えの約6割程度の費用でできるのではないかと考えが出ております。

その長寿命化改修の後、さらに20年後、60年のときにまた予防保全的な改修を行いまして、最終的には80年を目指しましょうというようなことが、長寿命化改修のイメージでございます。

次に、26ページから30ページにつきましては、長寿命化改修の主な整備内容でございます。それぞれは説明いたしません、こちらで掲載しているようなものも併せてやっていくということでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

この計画期間中のコストの見通しでございます。下段に数字が入った表がございますが、一番下の数字で単年平均というものがございしますが、こちらがコストの数字、費用の数字でございます。単位は100万円ということですので、単年平均で約16.6億円かかるという試算になっております。その一段上に総計という欄がございますが、計画期間中30年の総額が498.8億円という試算でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

この長寿命化改修に移行することによって、コストの縮減効果でございますが、下段のグラフの表をご覧になっていただくと分かりますが、大規模改修や仮設校舎などの費用は増となりますが、建て替えとか解体費用、こちらが大幅に減になりますので、30年間で約204.4億円の縮減。年間では、平均約6.8億円のコスト縮減となる見込みでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

コストシミュレーションの結果を基に優先度や、できる限り工事の前倒しや先送りなどで平準化を図った年度別のコストの推移のグラフでございます。計画期間内でいいますと、令和19年頃にピークを迎えることとなります。30年間の平均でいきますと、先ほど申し上げました16.6億円程度が必要になるということでございます。

次の35ページと36ページにつきましては、学校別の改修の実施計画ということになります。劣化度などから判断いたしまして、改修の順番といたしますか、いつ頃に行われるかという目安の表になっております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。いかがでしょうか。

寺田委員。

これをまとめ上げて、文科省へ提出とかそういうのはあるんですか。教育総務課課長補佐。

計画等作成しまして、提出をいたします。

毎年ですか。

これが、計画期間が一応30年ということで作っておりますので、この1回の提出で計画期間内、見直しするまではこれでということになると思います。

職務代理者

寺田委員  
職務代理者  
教育総務課課長補佐  
寺田委員  
教育総務課課長補佐

寺田委員  
職務代理者

これは、県にも提出するんですか。それとも、文科省。  
教育総務課課長補佐。

教育総務課課長補佐

県を通じて提出することになります。

寺田委員

県を通じてですね。分かりました。

教育総務課課長補佐

すみません、訂正をお願いいたします。

職務代理者

教育総務課課長補佐。

教育総務課課長補佐

提出ではなく、報告という手段になります。

寺田委員

報告ですね、そうですか。分かりました。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

各委員

ありません。

職務代理者

私から1つ。3ページですが、対象施設一覧という中で、瀬戸幼稚園の記載がないのはどういうわけか、教えてください。

教育総務課課長補佐

教育総務課課長補佐。

瀬戸幼稚園につきましては説明では省略してしまったのですが、この対象施設は印西市公共施設適正配置実施方針において、当面継続とした小学校、中学校、幼稚園を対象施設としておりますので、そちらの実施方針で当面継続としておりませんので、そちらについてはこちらに掲載していないという状況です。

職務代理者

この当面継続としない理由というのは、どういうところにあるのでしょうか。

教育総務課課長補佐

教育総務課課長補佐。

統廃合等の候補、そういった対象になっていると。

職務代理者

分かりました。そういうことですか。

各委員

ほか、質疑はありませんか。よろしいですか。

職務代理者

はい。

それでは、これで質疑を終わります。

議案第16号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第16号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

(その他)

職務代理者

日程第20 その他について、何かありますか。

教育総務課課長補佐

教育総務課課長補佐。

2点ございまして、まず1点目でございますが、議会報告ということでございまして、令和3年第1回印西市議会定例会での一般質問、会派代表と個人の答弁要旨をまとめたものを配付しておりますので、後ほどご確認くださるようお願いをいたします。

あと、もう一点でございますが、続けてよろしいですか。

職務代理者  
教育総務課課長補佐

はい、どうぞ。

こちらは、令和2年の第12回の教育委員会定例会で栃尾委員からご質問のありました教育委員会でのフェイスブック利用について、1月にご報告した事項からさらに調査しました結果をご報告したいと思います。

まず、SNS、ソーシャルネットワーキングサービスを利用した情報公開について、県内というA4縦の資料がございますので、そちらをご覧ください。

こちらは、千葉県内37市の教育委員会でSNSアカウントのあった11市について、投稿頻度や投稿内容について調査した結果でございます。フェイスブックを利用している市は2市のみで、船橋市を例にしますと、人口に対する登録率は0.16%。SNS全体の更新頻度は、ここからも分かりますとおり、全種とも週1回以下、または停止となっている状況でございました。

次の資料のSNSを利用した情報公開について、県外というA4横の資料をご覧ください。

こちらは、委員からご紹介のございました戸田市、飯田市を含む県外でフェイスブックを利用している6市の教育委員会について調査したものでございます。この調査からは、フェイスブックの登録人数は投稿頻度の高い戸田市や、人口の多い堺市でも1,200人前後であり、各市を合計した人口に対する登録率は0.36%という結果でございました。

投稿内容としましては学校関係が一番多く、園児、児童、生徒の行事、授業風景や表彰の報告、先生の会議、研修等の報告がございました。次いで、生涯学習関係のイベント情報や施設情報、その他に定例会の開催予定や採用情報、寄附方法の情報などがありました。

次の資料の主なソーシャルメディア系サービスアプリ等の利用率という資料をご覧ください。A4横のカラーのものでございます。

こちらは、総務省情報通信政策研究所が令和2年9月に発表いたしました令和元年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書にて掲載されたものからの抜粋の資料でございます。こちらによりますと、上位の4つが今、日本国内での四大SNSと言われているものでございます。印西市では、新たにSNSを開設する場合に、広報担当課とその効果や利点について協議をしまして進めていくこととなります。現在、市ではツイッターの公式アカウントを取得しておりまして、既に3,800人を超えるフォロワーに情報を発信しているという状況でございます。

教育委員会におきまして、今後、ツイッターの情報拡散力やリアルタイム性を利点とするこの市の公式ツイッターを利用しまして、教育委員会や教育委員の皆様方の活動を発信していけるように検討してまいりたいと考えております。また、教育委員の選任の時期の広報紙の紙面を活用いたしまして、教育委員の皆様方や教育委員会の活動などを特集と

して積極的に紹介していくことなども検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

職務代理者

この点につきまして、質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

今回は県内でしたけれども、今回は県外も含めて調査して、これだけ丁寧にまとめてくださってありがとうございました。普段のお仕事をされながらまとめられたのは大変だったかと思うんですけども、今あるツイッターを活用してということで、私としては、何を活用されてもよいんだろうなどは思っていました。その中で、ツイッターを活用して、今後検討されていくということなので、検討されながら、その結果というところもまた定例会の中でご説明、報告いただけたらと思っているので、よろしく願いいたします。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

各委員

ありません。

職務代理者

ほかに、その他何かありますか。

学務課長

学務課長。

学務課から2点ございます。

まず1点目ですけれども、令和3年度入学式・入園式の日程及び出席予定者についてでございます。一覧表になってございますこの予定表をご覧ください。

日程につきましては、小学校が令和3年4月9日金曜日入学式です。中学校はその前日の4月8日木曜日、幼稚園は4月12日月曜日となっております。

令和3年度の式の在り方につきましては、本日で緊急事態宣言は解除されましたけれども、引き続き感染予防対策ということで、人数を少なくし、保護者の出席も2名までとお願いしてございます。それから、参加する児童・生徒、園児の数もできるだけ少なくし、また、時間も短縮して行う。教育委員の皆様方及び来賓の方々の参加もなしという形で実施をさせていただきたいと考えております。

この予定表の中で、2段階に分けて行う西の原小学校、牧の原小学校が書いてあります。また、木刈中学校につきましては、2時間の予定となっておりますけれども、これについても2部制で行うので2時間という枠を取っておりますので、できるだけそういった対策で式を行いたいと、そういう方向性でございます。

次、続けてよろしいですか。

職務代理者

はい。

学務課長

2点目ですが、印西市就学援助費支給事務取扱要領の一部改正についてという資料ですが、4ページになります。赤字になっているところが、今回改正するところです。それは、国からの通知で、要保護児童・

生徒の援助費の予算単価が上がるということで、それに応じて市内の準要保護家庭の支給についても単価を上げるという、その改正を図ったものでございます。

以上でございます。

職務代理者

質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

3ページの第10条のところ、保護者が領収書等を添付することができないときは、保護者支払明細書とありますけれども、その明細書というのはどのようなものなのか教えていただけますか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

お答えいたします。

保護者から学校長へ提出の様式になっていまして、中身は学用品、通学用品費、それが何に幾らかかったということですか、それから、クラブ活動費についても、表にまとめて金額を入れて提出するという様式になっております。

以上でございます。

栃尾委員

分かりました。

職務代理者

ほかに質疑はよろしいでしょうか。

それでは、次に、ほかにその他何か。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課からは3点ございます。

まず1点目でございますが、印西市指定文化財管理等経費補助金交付要領の一部を改正する告示についてでございます。資料の4枚目の1、2ページをご覧ください。

文化財の適正な保存管理並びにその活用及び普及を図るに当たり、文化財所有者の支援を継続する必要があることから、施行期日を3年延長し、令和6年3月31日までとしたものです。また、国の補助金の交付要綱に合わせて、市の補助対象経費に耐震診断、防犯設備、展示機能を備えた収蔵施設の設置に要する経費、国登録有形文化財の補助対象経費に公開・活用に要する経費を加えたものです。

なお、本要綱は3月5日に告示を申し入れ、既に公示がされております。

続きまして、2点目でございますが、お手元に配りました令和3年度無形民俗文化財公開予定をご覧ください。

令和3年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、中止または非公開となる可能性がございます。4月18日日曜日、八幡神社の獅子舞につきましても、現時点では実施するかどうか未定でございますので、決まり次第改めてお知らせいたします。

続きまして、3点目でございますが、印西市史編さん事業第2次刊行計画についてでございます。別添資料の刊行計画をご覧ください。

第1次刊行計画が令和2年度に終了し、令和3年度から第2次刊行計画を行う予定でございますので、ご報告いたします。計画初期の刊行計画では、令和4年度に本編・通史編4として近現代を刊行する予定でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

それでは、質疑はありませんか。

ありません。

よろしいですか。

ほかに、その他何かありますか。

栃尾委員。

栃尾委員  
職務代理者  
栃尾委員

今から、少しいいですか。

はい。

以前、この船穂小学校の現状についてのお知らせの件で、小倉台小学校の保護者の方から数件問合せいただいているので確認させていただきたいことがあるのですが、このアンケート取っていただいていると思いますが、小倉台の保護者の方々に。この結果というのは、私たちがいただいたその結果と同じものが保護者の方に渡っているのでしょうか。

職務代理者  
学務課長

学務課長。

小倉台小学校の1年生から5年生までの保護者の方々を対象にアンケートを取ったわけですが、全く同じものではなくて、アンケートの概要、結果の概要について保護者の方々にもお伝えしているということでございます。

栃尾委員

なるほど。概要なんですね。

その方々が、自由記述のところも書いていて、自分も書いたらけれども、ほかの方々がどのように書いているか見たかったが、私の分にはついていなかったということをおっしゃいました。そういう状況だったのですが、これをつけていない状態で配られているのですか。

職務代理者  
学務課長  
栃尾委員

学務課長。

自由記述欄の全てについて添付したというわけではないです。

そうなんですね。それは分かったのですが、これを書いた保護者の方の中に、船穂小にぜひ行きたいという方がいて数件お話いただいている、調査していただいたけれども、その後、私は船穂小に行きたい、通わせたいと思っているが、その後、結果がどうなっているか分からない、どうなっているのでしょうかということで問合せいただいているのですが、学校でそのような対応というのはされてはいないのでしょうか。

職務代理者  
学務課長

学務課長。

まず、そのアンケートの目的なのですが、小倉台小学校の大規模化を解消するためにアンケートを取ったわけではありません。それは説明のときにも書いてあるのですが、船穂小学校の保護者の方との意見交換会

の中で、そういった意向調査を取ってもらえないかというご要望がございましたので、では、小倉台小学校が一番近くの大規模校なので、アンケートを取ろうというようなことで実施いたしました。ですから、今、委員からお話があったような、小倉台小から船穂小に行きたいんだというご家庭については、通常行っております学区外就学の相談に、事情があって、何か希望があれば、学務課に相談に来ていただければ、対応していけると思います。

栃尾委員

なるほど。学校の先生ではなくて、学務課に相談してもらえればよろしいということですね。

学務課長

はい、そうです。

栃尾委員

分かりました。

職務代理者

よろしいですか。

それでは、質疑なしですね。

各委員

はい。

職務代理者

これで、その他を終わります。

進行を一度、教育長にお戻しいたします。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

それでは、事務局から次回教育委員会の開催日等について連絡があります。

教育総務課課長補佐、お願いします。

教育総務課課長補佐

次回、令和3年第6回印西市教育委員会定例会は、4月14日水曜日の14時から、こちらの41会議室で行う予定でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

次回、来年度になります。4月14日水曜日、14時からということでございます。

そのほか、ございますか。よろしいですか。

(会議の非公開)

教育長

それでは、これより非公開とした議題の審議を開始いたします。

大変申し訳ございません。傍聴の方、ご退席をお願いいたします。

それでは、大野教育長職務代理者、議事進行についてお願いいたします。

[非公開により省略]

職務代理者

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

これで全て終わりました。今日は、午前中9時半から学校施設訪問ということで、1日本当にありがとうございました。

(閉議の宣告)

教 育 長

(閉会の宣告)

教 育 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

以上をもちまして、令和3年第3回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(16時36分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月22日

教 育 長	大 木	弘
署 名 委 員	栃 尾	知 子